



~~甲第 / 号証~~

(板契第 4240400835号)

甲第

208  
号証

収入  
印紙

課 長	係 長	係 員



### 委 託 契 約 書

1 件 名

ホテル生態環境館ヒートポ(実験水路)管理  
及び ホテル飼育・水質管理業務委託

2 契約金額

¥9551850

~~(うち取引に係る消費税額)~~ 免税

3 契約期間

平成24年9月1日 から  
平成25年3月31日 まで

4 履行場所

別紙仕様書のとおり

5 契約保証金

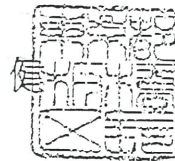
免除

6 契約確定日

平成24年8月31日

委託者 東京都板橋区

代表者 東京都板橋区長 坂 本



住 所

〒287-0227 千葉県成田市一坪田272-26

受託者

氏 名

おし企画  
代表 高久秀雄



TEL 0476(73)6870 FAX 0476(73)6361

東京都板橋区は、上記業務（以下「委託業務」という。）を上記金額で委託するため委託者東京都板橋区を甲とし、受託者を乙として裏面の条項により契約を締結する。

## (総則)

第1条 乙は、委託業務を表記期間別紙仕様書及び内訳書に基づき履行しなければならない。

## (委託業務の委任)

第2条 乙は、この契約の履行について、委託業務の全部又は一部を第三者に委任することはできない。

ただし、やむを得ず第三者に委託業務の一部を委任する場合は、書面により甲に通知し、承諾を得なければならない。

## (法令等の遵守)

第3条 乙は、関係諸法令等及び保安関係規定を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって契約の履行にあたる。

また、契約の履行に際し、関係諸法令等に違反した場合には、速やかに、書面により甲への報告を行うこと。

## (検査等)

第4条 乙は、仕様書に明示された日時の委託業務が完了したときは、直ちに甲の指定する書面により甲へ届け出て、甲の定める検査又は確認を受けるものとする。

## (代金の支払い)

第5条 乙は、前条の検査又は確認を受けた後、当該月分の契約代金の支払いを甲に請求することができる。

2 甲は、前項の請求を受理した日から30日以内に、当該月分の契約代金を乙に支払うものとする。

## (危険負担)

第6条 委託業務の遂行中に生じた損害については、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意若しくは重大な過失によって生ぜしめたとき、又は天災事変その他避けることのできない非常災害による場合はこの限りでない。

## (契約の変更)

第7条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえこの契約の内容を変更し、又は履行を中止させることができる。

## (違約金)

第8条 乙は、指定期間内に委託業務を完了しないときは、遅延した日数に応じ、契約金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定める割合で計算して得た額(100円未満の場合を除く。)を違約金として甲に納付するものとする。

## (契約の解除)

第9条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は、当該履行部分に相当する契約代金を乙に支払うものとする。

## (甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合におい

第 1 条 ( 第 1 項 ) ( 第 2 項 ) ( 第 3 項 ) ( 第 4 項 ) ( 第 5 項 ) ( 第 6 項 ) ( 第 7 項 ) ( 第 8 項 ) ( 第 9 項 ) ( 第 10 項 )

て、第1号の規定により契約を解除するときは、何ら催告を要しないものとする。

(1) 契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 契約解除の申出があったとき。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に該当するとき。

(4) 銀行取引を停止されたとき。

(5) 前各号のほか、乙又は代理人がこの契約条項に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。契約保証金の納付がなく又は契約保証金の納付金額が契約金額の100分の10に充たないときは、乙は契約金額の100分の10相当額又は不足額を違約金として、甲に納付しなければならない。ただし、履行部分があるときは、契約金額から履行部分相当額を控除した額の100分の10に相当する額とする。

3 乙が、正当の理由によって契約の解除を申し出た場合においては、甲は、前項の規定を適用しないことがある。

甲 (権利の譲渡等)

第11条 乙は、この契約から生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

き (秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、この契約に基づき業務遂行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。  
(個人情報の適切な維持管理)

第13条 乙は、東京都板橋区個人情報保護条例(平成8年板橋区条例第25号)の趣旨に則り、契約の履行のために甲から提供された個人情報並びに契約の履行の過程で取得した個人情報及び知り得た個人情報は、情報を保護するため、別紙特記事項を遵守しなければならない。

(相殺)

第14条 甲は、この契約において乙から取得する金額があるときは、乙に支払うべき代金及び返還すべき契約保証金と相殺することができる。

(疑義の決定)

第15条 この契約に定めのない事項及び各条項又は仕様書に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

以上

上記契約の証として、本証書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

## 請求金額月別内訳書

※契約期間の最終月に、必ず  
契約金額の一部を記入して  
請求すること。

項目	ホテル生態環境館ビオトープ (実験水路) 管理業務	ホテル飼育・水質管理 検査業務	計
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月	166,593	1,197,987	1,364,580
10月	166,593	1,197,987	1,364,580
11月	166,593	1,197,987	1,364,580
12月	166,593	1,197,987	1,364,580
1月	166,593	1,197,987	1,364,580
2月	166,593	1,197,987	1,364,580
3月	166,593	1,197,777	1,364,370
計	1,166,151	8,385,699	9,551,850

金額は、消費税相当分を含む。(単位:円)

## 仕 様 書

1. 件 名                    ホタル飼育・水質管理検査業務委託
2. 期 間                    平成24年9月1日から平成25年3月31日まで
3. 履行場所                板橋区ホタル生態環境館（板橋区高島平4-21-1）
4. 業務日数                延べ140日（月20日）定常勤務  
                              （定常勤務については、1日8時間。ただし、繁忙期及び年末年始については区と協議とする。）
5. 業務内容
  - (1) 水質管理作業
    - ・ ホタル生態水槽、カワナナ育成水槽、カワナナ検疫水槽、水生昆虫水槽及び川魚水槽等の水交換作業
    - ・ 毎月5検体のBOD検査（検査箇所は毎月ごとに区と協議し決定する。）
    - ・ 月1回の基本検査データ提出※その他の水質検査については、簡易検査試薬を用い区担当職員が行う。
  - (2) 水質維持作業
    - エアーストーン交換、エアーホース点検・交換、エアーフィルター点検・交換、（水作エイト：ニューフラワー）交換、蛍光管点検・交換、ジョイント交換等
  - (3) 植物管理
    - 室内外の除草、清掃及び灌水は、適切な判断により区と協議のうえ行う。
  - (4) 清掃作業
    - 管理舎及びせせらぎ等の清掃を適宜行う。
  - (5) 視察・来館者等の案内及び対応補助
  - (6) 施設内外の閲覧用資料作成補助
  - (7) 年末年始勤務（区と協議）
  - (8) その他
    - 業務日及び業務内容については、区と協議の上管理運営に支障のないよう履行すること。
  - (9) 技術指導補助
    - せせらぎ空間技術指導補助に係る経費については、受託者にて負担すること。
  - (10) 守秘義務
    - 本仕様書に定める事項を履行する際に知り得た飼育技術及び飼育に関する情報については、第三者に漏らしてはならない。
6. 業務必要経費            水質維持作業に必要とする消耗品経費及び水質検査必要経費については受託者の負担とする。
7. 損害賠償                上記各条項に違反し区に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

8. 板橋区環境マネジメントシステムの取組みについて

板橋区の施設において、委託業務を履行するにあたり、板橋区環境マネジメントシステム（ISO14001）に基づき、環境保全に向けた取組みをしなければならない。



9. 特記事項

ディーゼル自動車の排出ガスに含まれる粒子状物質の削減を図るため、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により、粒子状物質排出基準を満たさないトラックなど特定自動車の都内における運行は禁止された。

については、物品の納入、委託の履行および工事等でディーゼル自動車を使用する場合は、ディーゼル規制適合率で行うものとする。

10. 担当部署

資源環境部環境課管理係 紺野素弘 (3579-2591)

